

また昨年7月の第4回DAC上級会議においては今後さらに供与条件の緩和を促進するため「政府援助のうち、贈与が70%に満たない国は原則として今後3年以内に政府援助の80%以上を贈与または長期(25年以上)、低利(年利3%以下)の借款とするよう努力すること」を要旨とする勧告が行なわれた。

もっともこの間において、輸出不振からきわめて深刻な外貨事情に陥った一部の低開発国の強い要望にこたえて当面の急場をしのごため、これまでのプロジェクト援助のほかに原材料、消費財までを対象とした援助の増加がみられることも見のがせない。たとえばセイロンにおける1965年下半期の対外支払の困難を援助するため、わが国をはじめ欧米諸国が必要物資の輸入資金供与を行なった事例や、英国が昨年インドの国際収支危機救済のため供与した消費財、原材料輸入のための借款、あるいはインドの食糧危機救済のため米国の行なっている食糧緊急援助などがそれである。

以上のように国連貿易開発会議を契機として、南北問題への関心が高まるにつれ、「貿易」と並んで「援助」の拡充強化を推進することは、もはや動かすことのできない世界の大勢となってきた。

このような状況の下にあって、わが国は、昨年来韓国、台湾など近隣諸国に対する経済的支援を強化する一方、アジア開発銀行の設立に少なからぬ役割を演じ、低開発国に対する経済協力に一段と積極的姿勢を示していることは注目されるところである。もっとも今や経済協力は単に量の問題だけでなく、質の面からもその改善が進められなければならない段階にあるとみられるところから、わが国としても経済協力に対する基本政策を早期に確立することが肝要といえよう。

東欧諸国における 経済改革の動き

ソ連、東欧諸国では、最近経済効率を高めるた

め、これまでの非効率な中央集権的経済管理制度を改め、企業に大幅な自主性を与え、利潤を重視し、かつ市場機能を活用しようとする動きが目立ってきている。ことに東ドイツ、チェコなどの場合には、かかる方式の導入がソ連よりも早く、現在すでに本格的実施の段階にはいつている。かかる改革の動きは、資本主義的経済手段の活用という点で、従来の中央集権的計画経済システムに大幅な修正を加えることにもなりかねず、その成行きが注目されている。

以下東欧諸国における経済改革の背景とその内容ならびに今後の見通しなどにつき、若干の検討を加えることとしたい。

改革の背景

東欧諸国では戦後ソ連型の中央集権的経済管理制度の下で、重工業優先政策を推進した。これは初期の工業化にかなりの効果があったものの、その後農業生産の停滞はもとより、工業成長の鈍化をも招来した。こうした成長の鈍化は、中央統制の強い企業管理の弊害から企業の生産効率が容易に上らない点に問題があるとされている。ところで、従来の企業管理方式においては、企業に対する中央からの干渉はきわめて強く、企業は中央から数多くの義務的指標が与えられ、しかも企業活動の評価は主として生産高によってなされていた。このような状況から、企業は生産目標を容易に遂行するため、生産能力を低目に申告し、できるだけ目標の引下げに努力する一方、必要以上に資材、設備をかかえ込む傾向も現われ、その上量的生産重視に伴う品質軽視の傾向から不良品在庫が増高するなど、国民経済的にみて大きなロスが生ずるに至っている。

改革の内容

このような事情から、最近に至り、東欧諸国の間では、工業化を促進するためには農業生産の安定を図らねばならないとの見地から、種々の農業振興策を講ずる一方、工業面においては、成長鈍化、消費財生産の立遅れなどを打開するため、次のように非効率な中央集権的経済管理制度を改

め、経済効率を高めようとする動きが活発化している。

東欧諸国の中央集権的経済管理制度の改革は、ソ連よりも早くから実施されている。東ドイツでは、すでに1964年9月の党中央委員会総会で、「経済計画ならびに経済管理の新方式に関する基本方針」を決定したのを皮切りに、ついでチェコが同年12月の党中央委員会総会で、「経済の計画と運営に関する新原則」を決定、さらにその他東欧諸国（ルーマニア、アルバニアおよびユーゴを除く）も、これにならい次々とその本格的実施を決定している。

これに伴い、東ドイツでは本年から国民経済全部門（農業および運輸部門を除く）に新経済システムの実施を予定しており、またチェコでも本年以降それを工業部門から農業、その他部門へ漸次拡大、実施していくことになっている。以下新経済システムの概要につき、東ドイツ、チェコを中心に紹介することとしよう。

（新企業管理方式）

東欧諸国では、従来の中央集権的企業管理方式を改め、権限を下級機関に委譲するにあたり、工業部門別に企業を統轄する企業連合体を設け、これにその管下の企業の管理にあたらせる方式がとられている。この連合体は中央から大幅な権限が与えられると同時に、それ自体も管下の企業と同様に独立採算制の原則に基づいて行動している。

すなわち、東ドイツでは、こうした方式の実施と同時に、同連合体に対し、中央から指示される義務的指標の数は大幅に整理されたが、これに伴い、同連合体から管下の企業に与えられる義務的指標の数も縮小され、しかも利潤が企業活動を評価する重要な指標とされている。次に企業の資金面をみると、従来個々の企業は中央の国家機関との間に資金関係を有していたが、これが廃止され、企業連合体との間に資金関係が設けられることとなり、同連合体は企業の留保利潤を管理し、必要に応じ、企業に対し技術開発費、経営予備費、または報奨費等を支出している。とくに労働者に

対する報奨金として、従来賃金総額の一定率が与えられていたが、今後は企業のあげた利潤額に応じて増減されることに改められ、労働者に対する物的刺激は著しく強化されるに至った。

次にチェコでも、東ドイツと同様に、トラストと呼ばれる企業連合体が形成されており、これに対し中央から大幅な権限が委譲されている。しかも、同連合体は独立採算制の下に運営され、これに対し中央から与えられる指標はほんのわずかに限られている（東ドイツの場合よりも少ない）上に、企業活動を評価する基準指標は、利潤または総所得（利潤額に賃金総額を加えたもの）としている（これはソ連、東欧諸国のなかで同国だけが採用）。なお、化学、機械、冶金の工業部門では、コンビナート（原料から製品まで一貫生産する企業体）が形成されており、前記トラストとほぼ同様な企業管理方式が実施されている。

以上のほか、ポーランドでも、1964年から企業連合体を設け、東ドイツとほぼ同様な新しい企業管理を試みており、かつ中央から与えられる義務的指標も整理削減されているようである。このように東欧諸国では大なり小なり、中央集権的な企業管理方式の改善を図っている。

このほか注目される動きとしては、ハンガリーが1965年初めから若干の輸出生産企業に対し、義務的指標として外貨取得率だけを与え、同取得率に応じて企業および労働者に対する報奨を与える制度を実施している。

（価格の改訂）

以上の新企業管理方式では企業活動の評価基準として、利潤が重視されているが、企業に適正な利潤をあげさせるためには、従来政府により恣意的に決められていた価格制度を、生産コストを十分に反映するように改める必要があるとの認識が各国に高まっている。

まず東ドイツでは1964年に2回にわたって価格改訂が実施された。最初は4月1日から石炭、電力、ガス、コークス等工業原料・製品の約半について、第2回目は7月1日から、化学肥料・繊維等

の化学工業製品の半分以上について価格の改訂が行なわれ、ついで翌65年1月1日には、これまで改訂されなかった工業・原料製品の新しい価格が設定され、さらに同年4月1日および10月1日の2回にわたり、全軽工業製品の新しい価格も定められ、以上で工業原料・製品の価格改訂はほぼ完了した模様である。

次にチェコでは、本年1月1日以降消費物資の一部につき市場の需給関係を反映する自由価格を実施した。これに伴い、現在同国の価格制度は従来の固定価格(生活必需品、重要物資等に適用)のほか、消費物資の一部につき、あらかじめ定められた最高・最低価格の範囲内で変動自由な制限価格と完全な自由価格の3本建てとなっている。

(その他の措置)

以上のほか注目されるのは、企業の資材、設備の効率的利用を促進するため、金融上の措置が採られている点で、ハンガリーでは1964年1月1日以降、企業の固定ならびに運転資本に対し年5%の資本課税を実施している。また東ドイツでも、同様の試みが1964年7月から若干の企業連合体に対し実施されている。さらに、東欧諸国の一部では、国家による企業に対する設備および運転資金の無償交付制度を、金融機関による融資制度に改める動きもみられ注目されている。

工業生産の回復

東欧諸国におけるこうした新しい経済管理制度の実施は、農業生産の回復もあって、工業生産に好影響を与えている。すなわち、1961年ごろから伸び悩み傾向を示してきた東欧諸国の工業生産は、63年を底とし、その後若干上向きに転じている。しかし、従来の鈍化傾向を改めるまでには至っていない。

ことに東欧諸国のなかで最も早くから中央集権的経済管理制度の改善に乗り出した東ドイツ、チェコの工業生産の動向についてみると、まず東ドイツのその増加率は1956～60年平均9.2%から、63年に4.5%へと低下したが、その後64年、65年(上半期の前年同期比)にはそれぞれ6.7%へと若

干ながら上向きに転じている。次にチェコではその増加率は1956～60年平均の10.7%から、61年には8.9%、62年が6.2%、さらに63年には戦後初めて減産(0.6%)となったが、翌64年は4.1%増、さらに65年(上半期の前年同期比)には8.7%増へと引き続き回復を示している。

今後の見通し

以上東欧諸国の経済改革の動きにつき概観したが、その実施方法については、国情により若干の相違がみられる。しかし、ソ連をはじめ東欧各国とも、従来の非能率な中央集権的経済管理制度を改め、企業に大幅な権限を与え、利潤を重視し、かつ消費者の需要を考慮に入れた注文生産方式を採用することにより、経済効率を高めようとしている点では、各国とも共通している。

ところで、かかる経済改革が真に効果をあげる上で見のがすことのできない点は、価格の問題であろう。すでに大部分の国では価格の改訂が行なわれ、ことにチェコでは一部の物資につき自由価格制を採用しているが、いわゆる市場メカニズムが存在しないこれらの国で、はたして適正な価格体系を設けることが可能であろうか、その成行きが注目されよう。

ともあれ、ソ連、東欧諸国がこうした経済の合理性、経済効率、企業の自立性尊重へ一歩踏み出したことは、社会主義計画経済においても、経済法則を無視しては経済のいっそうの発展が望めないことを示すものであろう。

